

質問書回答

2019年4月15日

「インドネシア国パヤクンブ-パンカラン有料道路トンネル建設事業準備調査(詳細設計等オプション契約想定)【有償勘定技術支援】」

(公示日:2019年4月3日/公示番号:190052)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	<p>企画競争説明書 第1 企画競争の手続き P3~4(6)見積書 以下の現地再委託に係る費用 ②地質調査:ボーリング(トンネル部分両坑口計6ヶ所・橋脚位置を含む)</p>	<p>橋脚位置のボーリングは、パヤクンブ-パンカラン間に含まれる全ての橋梁(E3α ルートの場合、全56橋)を対象とするのでしょうか。或いは有償資金協力を想定する事業範囲(約11km)に含まれる橋梁(E3α ルートの場合、全4~6橋)を対象とするのでしょうか。</p>	<p>橋脚位置のボーリングはパヤクンブ-パンカラン間に含まれる全ての橋梁を対象としてください。</p>
2	<p>第2 プロポーザル作成に係る留意事項 P.9 1 プロポーザルに記載されるべき事項 (3)業務従事予定者の経験、能力 2)評価対象業務従事者の経歴 【業務主任者(業務主任者/交通・事業計画)】 a)類似業務経験の分野:道路山岳トンネル及び有料道路事業に係る各種業務</p>	<p>担当専門分野には「交通」が含まれていますが、類似業務経験の分野には「交通」の記載がありません。類似業務経験の分野については、「交通及び事業計画に係る各種業務」と理解して宜しいでしょうか。 (※P.9、第2、1、(1)、1)の類似業務と同一のため、誤植ではないかと思われま。</p>	<p>業務主任者については道路山岳トンネル及び有料道路事業に係る経験が重要であるため、類似業務経験の分野は、企画競争説明書のとおり「道路山岳トンネル及び有料道路事業に係る各種業務」とします。</p>
3	<p>第3 業務の目的・内容に関する事項 P12~13 1. 業務の背景 (最終行) 「本調査の実施について、JICAと</p>	<p>左記「協議議事録」は、今般準備調査を実施する上で重要な資料であると考えられますが、適切なプロポーザルを作成する上で欠かせないと認識しています。プロポーザル作成に関し資料として提</p>	<p>協議議事録で合意した内容に基づき本調査の特記仕様書を作成しておりますので、プロポーザル作成においてあえて協議議事録を資料として提供する必要はないものと判断しております。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
	PU は協議議事録に取りまとめ、合意済みである」。	供してはいただけませんか。	
4	<p>P.15～16</p> <p>5. 業務実施上の留意事項</p> <p>(4) 路線選定 (5) 最有力路線案の選定</p>	<p>「(4) 路線選定」では「・・・インドネシアにて策定された路線案に基づき、B/D を行う。」と記載されている一方で、「(5) 最有力路線案の選定」では「・・・両路線案のレビュー及び比較検討により最有力路線案 1 案に絞ったうえで、・・・」と記載されており、齟齬があるように見られるため、精査をお願い申し上げます。</p>	<p>「(4) 路線選定」の「最有力路線案」とは、「(5) 最有力路線案の選定」における「最有力路線候補案」である「E1R と E3α」を指します。「インドネシアにて策定された路線案」とは、本調査でのレビュー及び比較検討を踏まえインドネシア側も納得の上で絞り込まれた再有力路線案 1 案を指します。</p>
5	<p>P15</p> <p>(4) 路線選定</p> <p>「最有力路線案の選定に至るまでの複数の路線案の検討過程をレビューした上で、インドネシアにて策定された路線案に基づき、B/D を行う」</p> <p>P16 (5) 最有力路線案の選定</p> <p>「調査開始から3ヶ月を目途に LiDAR による両路線案の補完的な地形測量を行い、その両方の地形測量結果を踏まえた両路線案のレビュー及び比較検討により最有力路線案 1 案に絞ったうえで、JICA の指示の下、地質調査等を含む詳細な検討を行う」</p> <p>P20 (2) 事業計画・路線計画の分</p>	<p>3 箇所の記述で最有力路線案の決定手順に整合性がないと思われませんが、P16 の記述に従って、調査開始から 3 か月を目途に最有力路線案1案に絞る という作業順序と作業期間で良いでしょうか。すなわち、背景・現況の確認後、補完的な LiDAR 測量の実施及び最適路線の選定を行い、概略設計 (B/D) の実施と事業効果の確認に入るという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。背景・現況の確認の後、補完的な LiDAR 調査の実施及び最有力路線案 1 案の選定を行い、最有力路線 1 案のみについて、地質調査、概略設計業務等を実施してください。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
	<p>析・検討 「3)前述の 1)及び 2)を踏まえ、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行うとともに、協議に基づき、6.2以降の業務の対象路線を確定する」</p>		
6	<p>P17 (8)環境社会配慮 「環境社会配慮の調査範囲は、本事業の対象区間(約 11km)を含むパヤクンブーパンカラン間(約 43km)」 P21~22(1)概略設計(B/D)の実施と事業効果の確認 「5)生態系(植物相・動物相)調査(詳しくは環境社会配慮調査を参照)対象パヤクンブーパカンバル間の調査対象区間(約 11km)」</p>	<p>P17 では環境社会配慮の調査範囲はパヤクンブーパンカラン間の 43km とありますが、指示書 P22 では、生態系調査はパヤクンブーパカンバル間の約 11km を対象と記載されています。これは、JICA の環境社会配慮は 43km を対象とするが、本事業の対象区間内(11 km)で生態系調査を実施し、他区間はそれらの実施機関が実施した生態系調査を利用することで全区間の生態系をカバーするという事でしょうか。</p>	<p>P21 の「2)地形測量」の次の 「対象:パヤクンブーパカンバル間の調査対象区間」を 「対象:パヤクンブー<u>パンカラン</u>間の調査対象区間」に訂正します。 また、 P22 の「5)生態系(植物相・動物相)調査(詳しくは環境社会配慮調査を参照)」の次の 「対象:パヤクンブー<u>パカンバル</u>間の調査対象区間(約 11 km)」を 「対象:パヤクンブー<u>パンカラン</u>間の調査対象区間(約 43 km)」に訂正します。</p>
7	<p>P.18 5. 業務実施上の留意事項 (10)業務の実施体制</p>	<p>貴機構と先方政府の間で、作業部会(ワーキンググループ)及び運営委員会(ステアリングコミッティ)のメンバー設定、設立の同意はされているのでしょうか。また、同意されていない場合、誰がいつ</p>	<p>現時点で作業部会及び運営委員会の設置についての具体的な合意には至っておりませんが、本調査の第1回現地調査開始までに、公共事業・国民住宅省及びフタマ・カルヤ社をメンバーとし</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
		までに設定するのかを御教示願います。	た当該組織を設立することを想定しています。
8	P17 (8)環境社会配慮 P27～28 (8)環境社会配慮に係る調査	P17 では、AMDAL および LARAP は HK が作成し、本調査は必要な支援を行うと記載があります。一方で、P27～28 においては、本調査で AMDAL や LARAP を作成するような記載内容となっています。HK が既に AMDAL もしくは LARAP の現地調査を終えていたとしても、本調査で再度調査することでしょうか。もしくは、HK が既に AMDAL/LARAP で調査した線形とは異なる線形が選定された場合や HK の調査内容が JICA 環境社会ガイドラインに満たない場合に限って、本調査の再委託にて AMDAL および LARAP 作成に必要な現地調査を実施することでしょうか。	本調査では JICA 環境社会配慮ガイドラインに準拠した AMDAL 及び LARAP を実施機関が作成できるよう必要な側面支援を行い、インドネシア国内での承認を得るための側面支援も行ってください。仮に実施機関がすでに AMDAL 及び LARAP を作成済みである場合は、それらが JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿ったものとなっているかを確認し、追加調査が必要であれば実施機関側と調整の上、実施してください。
9	P17 (8)環境社会配慮 P27～28 (8)環境社会配慮に係る調査	上記の質問に関連しますが、HK が既に AMDAL/LARAP 調査を実施した線形と異なる線形が選定され、かつ HK が必要な再調査を行うとなった場合、本調査では HK に対する技術的な支援(アドバイス)を提供という理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。本調査では JICA 環境社会配慮ガイドラインに準拠した AMDAL 及び LARAP が作成できるよう、実施機関に対する必要な側面支援を行ってください。
10	P27～28(8)環境社会配慮に係る調査及び P17 (8)環境社会配慮	P27 AMDAL 案は尼国側で作成されることが想定とあり、パヤクンブ-パンカラン間(43 km)のうち PUが実施機関となる本事業区間(11 km)を除いた	②のパヤクンブ-パンカラン間(43 km)の両端にて現道と接続することが想定されています。したがって、少なくとも①を含む②の区間について JICA 環

通 番	当該頁項目	質問	回答
	環境社会配慮調査の対象	他区間の環境調査は他の実施機関が実施と想定されます。しかし、P17 にパダン-プカンバル間の本事業対象区間以外の道路区間についても JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に準拠するよう要請していく必要があるとされています。①本事業区間(11 km)、②パヤクンブ-パンカラ間(43km)、③パダン-プカンバル間(242km)に対し、JICA ガイドライン、WB セーフガードポリシーの準拠について、本業務で対応すべき内容をそれぞれご教示下さい。	境社会配慮ガイドラインに準拠した AMDAL 及び LARAP が策定されるよう実施機関への側面支援をお願いします。
11	P21 (1)自然条件調査の実施 予備的なスコーピング結果を基になるべく多くの季節を対象とした自然環境調査を実施する	P21 予備的なスコーピング結果を基になるべく多くの季節を対象とした自然環境調査を実施するとあります。 尼国の AMDAL では一般に多季節の生態系調査は行わないにも拘らずこのような記載がある理由や貴機構の特別な意図があればご教示ください。	JICA 環境社会配慮ガイドラインに準じた調査が必要であるため、記載のとおりとなっています。
12	P22 (4)概略設計(B/D) 1)道路の線形設計、2)道路の構造設計、3)道路トンネルの設計、4)電気設備、保守設備 防災設備計画、5)完成予想図(CIM を活用した CG 等)	概略設計(B/D)の対象はパヤクンブ-パンカラ間(約 43km)でしょうか。或いは有償資金協力を想定する事業範囲(約 11km)でしょうか。対象が 43km の場合は、ルート E3α 案で 56 橋が計画されていますが、その全ての橋梁位置でのボーリングをするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、B/D の対象はパヤクンブ-パンカラ間(約 43km)です。最有力路線 1 案の左記区間で想定される橋梁について、必要となるボーリングを実施ください。
13	P27(8)環境社会配慮に係る調査 AMDAL 案	P27 AMDAL 案は尼国側で作成されることが想定とあります。 同国の AMDAL 審査における AMDAL Committee	ご提案の AMDAL Committee の対応などは、インドネシア側実施機関の AMDAL/LARAP 策定及び承認手続きに係る側面支援の一環としてお考えく

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>の対応(出席、追加調査など)は本調査に含まれると考えるのでしょうか。この場合の追加調査や追加検討は契約変更の対象となるのでしょうか。</p>	<p>ださい。一方で、審査の結果による追加調査の必要性如何については、その都度精査した上で、契約変更も含め検討したいと思います。</p>
14	—	<p>F/S 調査に必要な交通インパクト評価 (AMDALARIN)の現時点での実施状況(HK)並びに情報収集・確認調査で検討済み内容、Bina Marga に提出済の内容についてご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>情報収集・確認調査で検討済みの内容については配布しております報告書概要をご確認ください。</p>
15	<p>P.27 6. 業務内容 6.2 概略設計(B/D)の実施と事業効果の確認 (8)環境社会配慮に係る調査</p>	<p>ステークホルダー協議への参加者の動員や開催費用について、誰が負担するのでしょうか。また、PU や HK が負担する場合、その負担について事前の同意はされているのでしょうか。</p>	<p>ステークホルダー協議への参加者の動員や開催費用については、公共事業・国民住宅省が対応すべき事項と認識しておりますが、本調査にて確認ください。</p>
16	<p>P.33 6. 業務内容 6.2 概略設計(B/D)の実施と事業効果の確認 (15)インテリム・レポート、ドラフト・ファイル・レポート、ファイル・レポートの作成・協議 3)</p>	<p>「インテリム・レポートの提出時期は、現地調査の終了時、再委託調査の終了時を想定するが、各1回の提出を前提」と記載されていますが、各々の記載事項を御教示願います。 また、これは「7. 成果品等、(1)調査報告書、2)インテリム・レポート」に記載されているものとは、異なるのでしょうか。</p>	<p>「6. 業務内容 6.2 概略設計(B/D)の実施と事業効果の確認 (15)インテリム・レポート、ドラフト・ファイル・レポート、ファイル・レポートの作成・協議」の「3)インテリム・レポートの提出時期は…」の一文を削除します。インテリム・レポートについては「7. 成果品等、(1)調査報告書、2)インテリム・レポート」をご参照ください。</p>
17	<p>P.38 第 4 業務実施上の条件 3. インドネシア国側便宜供与内容</p>	<p>インドネシア国側便宜供与内容について、供与の確実性を担保するとの理解で宜しいでしょうか。供与できない場合は、プロポーザルに方策を記載す</p>	<p>便宜供与内容は先方政府との協議の中で合意済みであるため、プロポーザルでの提案並びに金額内訳書への費用計上は不要です。万が一、供与さ</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
		べきでしょうか。また、その費用は別見積として計上するという理解で宜しいでしょうか。	れない場合には変更契約を行い対応します。
18	P.39 5. 調査用資機材	コピー機(1台)、プリンター(1台)、ノートパソコン(2台)については、政府供与資機材となるのでしょうか。また、これらの資機材の費用は、追加で必要な機材と同様に、本見積(内見積)に含めるという理解で宜しいでしょうか。	資機材については事業用物品と想定しております。「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2017年6月)」を参照ください。資機材の費用の見積もりについては、企画競争説明書に記載の通りです。
19	P39~40 6. 現地再委託 地質調査:ボーリング(トンネル部分 両坑口計6ヶ所・橋脚位置を含む)	「橋脚位置」は「橋台／橋脚位置」との意図でしょうか。	ご理解の通りです。

以上